

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置の取扱いについて

本学においては、令和3年5月27日付人事院指令14-2により発出された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について」に準じて、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を受ける場合等における取扱いについて、「国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等の定めに関わらず、当分の間、職務に専念する義務の免除に関する臨時措置として以下のとおり取扱うこととする。

記

- 1 対象者：全教職員（非常勤教職員を含む）
- 2 種 類：職務に専念する義務の免除（有給）
※特別休暇用の休暇簿により申請すること。
- 3 事 由：①新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合
②当該予防接種との関連性が高いと認められる症状（副反応としての発熱，頭痛，倦怠感等）により療養する必要がある場合
ただし、療養により勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。
- 4 申 請：原則として事前申請とし、事後も可とする。
- 5 その他：この取扱い以前に、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者についても、本取扱いを適用するものとする。

附 則

この取扱いは、令和3年6月17日から施行する。